

訪問販売・訪問購入 に関するトラブル



©神奈川県 2013

・新聞の販売員に「2年契約をしてくれたら、景品を渡す。いつでもやめられるから、1ヶ月試してみよう」と言われ購読を契約した。1ヶ月後、販売店にやめたいと連絡したが、やめられないと言われた。

ある日、新聞の販売員が来訪し、「2年契約をしてくれたら、景品を渡す。いつでもやめられるから、まずは1ヶ月試してみよう」と、言ってきた。景品に惹かれ、2年契約した。しかし、1ヶ月読んでみて新聞が自分に合わないと感じ、景品を返し、解約してもらおうと販売店に電話をしたが、「2年間の契約が書かれた契約書がある。ご自身で結んだ契約であり、解約は難しい」と言われてしまった。

《ワンポイントアドバイス》

有効な契約書がある場合、一方的に解約をすることは困難です。契約期間を始めた契約条件を事前によく確認しましょう。また、契約当時は納得して契約したが、視力や体力が低下した現在も長期契約のため、購読をやめられずに困っている、といった相談もあります。長期契約は、先のことまで考えて結ぶようにしましょう。

その他、勧誘の際に断ってもなかなか帰ってくれないという相談も寄せられています。家に入れる前に業者名や用件を確認し、不要であればインターフォンで断るようにしましょう。何度断っても帰らない、脅すようなことを言われたといった場合は、躊躇せずに警察に通報しましょう。

次ページに続く

・「衣類など不用品を何でも買い取る」と言われ、業者を家に招いたが、売るつもりがなかった貴金属を買い取られてしまった。

ある日、「衣類など不用品を何でも買い取る」と、訪問買取業者から電話がかかってきた。ちょうど服を処分しようとしていたため、自宅に来てもらうことにした。買取業者に来てもらうと「服はたいした金額にならない。貴金属はないか」と貴金属の売却を高圧的に迫られたため、怖くなり、売りたいはなかったが、大切にしていた指輪を安価で売ってしまった。

不用品を買い取ってもらおうと、訪問買取業者を家に招いたところこちらで用意した品には目もくれず、貴金属を強引に買い取られてしまったという相談が寄せられています。事前に承諾を得ずに買取業者が訪問することは、禁止されています。突然訪問した買取業者は、家に入れないようにしましょう。また事前に連絡を入れてきた事業者に家に来てもらう場合は、一人で対応せずに、家族や友人などに同席してもらいましょう。さらに、実際に売却する場合は、契約書面の交付を求めるとともに、売却した物品が特定できるよう、交付された書面に正確に記載されているか確認しましょう。